

【別紙】支給額の考え方

原則として、2019年または2020年もしくは2021年の2月及び3月の1日当たりの売上高（以下「参照売上高」という）をもとに計算します。

中小事業者（中小企業及び個人事業主）の皆様は、事業者ごとに、「売上高方式」「売上高減少額方式」を選択いただき、店舗ごとの支給額を算出することとなります。なお、店舗ごとに方式を選択することはできませんのでご注意ください。

大企業の皆様は、「売上高減少額方式」により、店舗ごとの支給額を算出することとなります。

（１）認証店（５時から２１時まで営業時間を短縮し、酒類提供・持込は１１時から２０時までとした場合）

分類	参照売上高	1店舗当たりの協力金日額	支給額計
中小事業者	8万3,333円以下	2.5万円	90万円
	8万3,333円超～ 25万円以下	2.5万円～7.5万円 (参照売上高×0.3)	90万円～270万円
	25万円超	7.5万円	270万円
大企業	—	上限20万円（※1）	上限720万円

（※1）売上高減少額方式による計算式（「参照売上高－2022年の2月及び3月の売上高」×0.4または「参照売上高」×0.3のいずれか低い額）による（中小事業者も売上高減少額方式を選択可能）

（２）①認証店（５時から２０時まで営業時間を短縮し、終日酒類提供・持込を行わない場合）

②非認証店（５時から２０時まで営業時間を短縮し、終日酒類提供・持込を行わない場合）

分類	参照売上高	1店舗当たりの協力金日額	支給額計
中小事業者	7万5,000円以下	3万円	108万円
	7万5,000円超～ 25万円以下	3万円～10万円 (参照売上高×0.4)	108万円～360万円
	25万円超	10万円	360万円
大企業	—	上限20万円（※2）	上限720万円

（※2）売上高減少額方式による計算式（「参照売上高－2022年の2月及び3月の売上高」×0.4）による（中小事業者も売上高減少額方式を選択可能）